

兵庫県公報

令和3年12月21日 火曜日 第270号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請書の概要（環境整備課）	4
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	4
公 告	
○ 入札公告（管財課）	5
○ 令和3年度兵庫県文化賞表彰（芸術文化課）	7
○ 令和3年度兵庫県科学賞表彰（同）	8
○ 令和3年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	9
○ 令和3年度兵庫県社会賞表彰（同）	10
○ 農地を利用する権利の設定の裁定（農業経営課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	12
○ 同 上（北播磨県民局）	12
○ 同 上（中播磨県民センター）	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	13
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	14
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	14
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立龍野北高等学校）	15
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	15
○ 教習指導員審査の実施	17

告 示

兵庫県告示第1317号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 名 称 | 独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院 |
| | 所在地 | 神戸市中央区籠池通4丁目1番23号 |
| | 認定年月日 | 令和3年12月15日 |
| | 認定の有効期限 | 令和6年12月14日 |
| 2 | 名 称 | 神戸ほくと病院 |
| | 所在地 | 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3 |
| | 認定年月日 | 令和3年12月1日 |

- 認定の有効期限 令和6年11月30日

3 名 称 神戸アドベンチスト病院

所在地 神戸市北区有野台8丁目4番1号

認定年月日 令和3年12月15日

認定の有効期限 令和6年12月14日

4 名 称 西宮市立中央病院

所在地 西宮市林田町8番24号

認定年月日 令和3年11月24日

認定の有効期限 令和6年11月23日

5 名 称 大西脳神経外科病院

所在地 明石市大久保町江井島1661番地1

認定年月日 令和3年12月20日

認定の有効期限 令和6年12月19日

6 名 称 芦屋セントマリア病院

所在地 芦屋市朝日ヶ丘町8番22号

認定年月日 令和3年12月1日

認定の有効期限 令和6年11月30日

7 名 称 兵庫県立加古川医療センター

所在地 加古川市神野町神野203番地

認定年月日 令和3年11月1日

認定の有効期限 令和6年10月31日

8 名 称 社会医療法人社団順心会 順心病院

所在地 加古川市別府町別府865番1

認定年月日 令和3年11月1日

認定の有効期限 令和6年10月31日

9 名 称 医療法人社団栗原会 栗原病院

所在地 たつの市龍野町富永495番地の1

認定年月日 令和3年12月14日

認定の有効期限 令和6年12月13日

10 名 称 兵庫医科大学 ささやま医療センター

所在地 丹波篠山市黒岡5番地

認定年月日 令和3年10月1日

認定の有効期限 令和6年9月30日



兵庫県告示第1318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区 の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
相野駅周辺土地改良区	相野地区	令和3年12月21日から 令和4年1月11日まで	三田市役所



兵庫県告示第1319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和3年12月6日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地中間管理機構関連農地整備事業	北淡路地区	令和3年12月21日から 令和4年1月11日まで	淡路市役所



兵庫県告示第1320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）新田地区換地第3、4工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和3年12月21日から令和4年1月11日まで
- 3 縦覧の場所
南あわじ市役所



兵庫県告示第1321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業）新田地区換地第5工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和3年12月21日から令和4年1月11日まで
- 3 縦覧の場所

南あわじ市役所



兵庫県告示第1322号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課に提出すること。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請書の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役 金子文雄
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
三木市口吉川町楨字楨谷475番21 外92筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハ 産業廃棄物の最終処分場（管理型）
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（無機性のものに限り、水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）並びに13号廃棄物
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力
面積 239,548平方メートル 容量 7,145,069立方メートル
- (6) 申請年月日
令和3年10月29日

2 縦覧期間

令和3年12月21日（火）から令和4年1月21日（金）まで

3 縦覧場所

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課及び北播磨県民局県民交流室環境課



兵庫県告示第1323号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて、令和3年12月21日から2週間縦覧に供する。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 河川の名称

二級河川赤根川水系赤根川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和3年12月21日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 明石市魚住町金ヶ崎字柳井屋敷924番12

- (2) 同 市大久保町江井島字柳井前1781番8
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
- (1) 種類 土地
数量 22.27平方メートル
- (2) 種類 土地
数量 5.12平方メートル

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年12月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか3庁舎で使用するガス 予定数量428,184m³/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
(入札参加資格審査窓口)
兵庫県出入納局管理課 電話(078)341-7711 内線4936
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間
令和3年12月21日(火)から令和4年1月7日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 北澤

電話 (078) 341-7711 内線2548

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間等

令和3年12月22日(水)から令和4年1月7日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和4年2月2日(水) 午前10時から

場所 兵庫県企画県民部管理局管財課内(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和4年2月1日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月31日(月)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)及び(5)に示したガスの供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年1月7日(金)午後5時までに提出すること。

また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of gas, 428,184m³/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2022 through March 31, 2023

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 February 1, 2022 by direct delivery

17:00 February 1, 2022 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kitazawa, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2548



令和3年度兵庫県文化賞表彰

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）第2条の規定により、令和3年11月3日に次の者を表彰した。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 氏名 植松 奎二

(2) 住所 大阪府

(3) 功績内容 日本を代表する現代美術家として独自の感性で多彩な手法により目に見えないものから世界を表現する作品を創作するとともに国内外で高い評価を得るなど美術の振興に尽くした。

2 (1) 氏名 大上 巧

- (2) 住 所 丹波篠山市
- (3) 功績内容 陶芸家として丹波焼の伝統的な技法を生かした作品を創作するとともに地域の風物詩である「丹波焼陶器まつり」の創設や現役最古の登り窯の復活に努めるなど県民文化の振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 田 中 徹 夫
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 書家として風雅で生气溢れる美しい大字かなの作品を創作するとともに兵庫県書作家協会会長として書の研究と後進の指導育成に努めるなど書道の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 中 元 孝 迪
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 播磨の地域史研究の第一人者として歴史文化の調査研究に取り組むとともにその研究成果を「播磨学」として県内外に広く発信し魅力ある地域づくりに貢献するなど県民文化の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 野 口 武 彦
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 江戸文学研究の第一人者として近世文学と近世思想史の調査研究に取り組むとともに文芸評論家として数多くの優れた作品を発表し高い評価を得るなど文学の振興に尽くした。
- 6 (1) 氏 名 林 伸 光
- (2) 住 所 宝塚市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県立芸術文化センターゼネラルマネージャー等として多彩な公演の企画運営や兵庫芸術文化センター管弦楽団の創設など魅力あふれる劇場づくりに努め県民文化の振興に尽くした。



令和3年度兵庫県科学賞表彰

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）第2条の規定により、令和3年11月3日に次の者を表彰した。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 氏 名 前 中 一 介
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 MEMS技術研究の第一人者として物理センサと電子回路の融合システム開発を先導し超スマート社会の実現に寄与するとともに産学連携に取り組み産業界への技術移転を促進するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 水 野 雅 史
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 食品成分の機能性研究の先駆者として食物繊維と乳酸菌の炎症性腸疾患やアレルギーへの新たな抑制機構を明らかにするとともに機能性食品を開発するなど県民の健康増進と産業の発展に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 若 林 一 郎
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 脈管疾患研究の第一人者として細胞内アルカリ化の意義や様々な疾患での脈管反応を明らかにするとともに生活習慣と動脈硬化の疫学研究に取り組み脈管疾患の病態解明と予防を先導するなど医学の発展に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 スーパーコンピュータ「富岳」開発プロジェクト
- (2) 住 所 神戸市
- (3) 功績内容 計算機システムとアプリケーションの協調設計に取り組み世界一の高性能と使いやすさを両立した世界最高水準のスーパーコンピュータ「富岳」を開発しわが国の社会的・科学的課題の解決に向けた研究を推進するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。



令和3年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、令和3年11月3日に次の者を表彰した。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 氏名 河本 武
(2) 住所 東京都
(3) 功績内容 永年にわたりユーハイム体育・スポーツ振興会理事長等の要職を歴任しスポーツ指導者の海外派遣や数多くの講演会の開催を通じて指導者の育成に尽力するとともに県下の体育・スポーツ関係団体の活動を支援するなどスポーツ振興に尽くした。
- 2 (1) 氏名 野村 實
(2) 住所 神戸市
(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県水泳連盟会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに兵庫県障害者スポーツ協会副理事長として障害者自らの積極的なスポーツ活動の展開に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。
- 3 (1) 氏名 藤木 崇博
(2) 住所 芦屋市
(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県柔道連盟会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに国体で輝かしい成績を収める選手の指導育成や審判員の技術力向上に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。
- 4 (1) 氏名 阿部 一二三
(2) 住所 ー
(3) 功績内容 若い力と情熱を柔道に注ぎ東京で開かれた第32回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 5 (1) 氏名 阿部 詩
(2) 住所 ー
(3) 功績内容 若い力と情熱を柔道に注ぎ東京で開かれた第32回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 6 (1) 氏名 青柳 晃洋
(2) 住所 ー
(3) 功績内容 若い力と情熱を野球に注ぎ東京で開かれた第32回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 7 (1) 氏名 岩崎 優
(2) 住所 ー
(3) 功績内容 若い力と情熱を野球に注ぎ東京で開かれた第32回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 8 (1) 氏名 梅野 隆太郎
(2) 住所 ー
(3) 功績内容 若い力と情熱を野球に注ぎ東京で開かれた第32回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 9 (1) 氏名 坂本 勇人
(2) 住所 ー
(3) 功績内容 若い力と情熱を野球に注ぎ東京で開かれた第32回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 10 (1) 氏名 田中将大
(2) 住所 ー
(3) 功績内容 若い力と情熱を野球に注ぎ東京で開かれた第32回オリンピック競技大会において金メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 11 (1) 氏名 杉原 愛子
(2) 住所 ー

- (3) 功績内容 若い力と情熱を体操競技に注ぎリオデジャネイロと東京で開かれた両オリンピック競技大会において二大会連続入賞を果たすなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 12(1) 氏名 板橋 美波
- (2) 住所 ー
- (3) 功績内容 若い力と情熱を飛込に注ぎリオデジャネイロと東京で開かれた両オリンピック競技大会において二大会連続入賞を果たすなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 13(1) 氏名 吉岡 美帆
- (2) 住所 ー
- (3) 功績内容 若い力と情熱をセーリングに注ぎリオデジャネイロと東京で開かれた両オリンピック競技大会において二大会連続入賞を果たすなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 14(1) 氏名 大矢 勇気
- (2) 住所 西宮市
- (3) 功績内容 ひたむきな情熱を陸上競技に注ぎ東京で開かれた第16回パラリンピック競技大会において銀メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 15(1) 氏名 上地 結衣
- (2) 住所 明石市
- (3) 功績内容 ひたむきな情熱を車いすテニスに注ぎ東京で開かれた第16回パラリンピック競技大会において銀メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 16(1) 氏名 倉橋 香衣
- (2) 住所 埼玉県
- (3) 功績内容 ひたむきな情熱を車いすラグビーに注ぎ東京で開かれた第16回パラリンピック競技大会において銅メダルを獲得するなどスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



令和3年度兵庫県社会賞表彰

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、令和3年11月3日に次の者を表彰した。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1(1) 氏名 宇都 幸子
- (2) 住所 神戸市
- (3) 功績内容 永年にわたり被災者支援活動の先駆者として災害現場での被災高齢者や障害者の見守り活動に取り組むとともに阪神高齢者・障害者支援ネットワーク代表として地域の見守り活動の環境整備に努めるなど豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 2(1) 氏名 登里 倭江
- (2) 住所 南あわじ市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県いずみ会会長等の要職を歴任し食生活改善グループ相互の連携強化に努めるとともに地域に密着した食生活改善活動の推進に取り組み県民の健康増進に寄与するなど明るく豊かな地域社会づくりに尽くした。
- 3(1) 氏名 神戸骨髄献血の和を広げる会
- (2) 住所 神戸市
- (3) 功績内容 永年にわたり献血会場やイベント等でのドナー登録の推進と献血の呼びかけを通じて骨髄バンクの普及啓発に努めるとともに血液疾患患者や家族の支援活動に尽力するなど県民福祉の向上に尽くした。
- 4(1) 氏名 株式会社トヨタレンタリース兵庫
- (2) 住所 神戸市
- (3) 功績内容 永年にわたり障害者支援施設や老人福祉施設への車椅子や車輛の提供を通じて施設利用者の外出機会の創出に取り組み障害者等の生活支援と社会参画の促進に貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。



農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県西脇市谷町字前田272番	田	461

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和4年1月1日	5年	5,000円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡史朗
 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号

4 農地の所有者等の情報

(亡) 遠藤進午

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局社支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は神戸地方法務局社支局において、補償金の還付を受けることができる。



農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県加東市高岡字坂ノ下19番	田	1,915
兵庫県加東市高岡字坂ノ下20番	田	1,931
兵庫県加東市高岡字坂ノ下21番	畑	219

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和4年1月1日	5年	20,325円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 新岡史朗
 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号

- 4 農地の所有者等の情報
(亡) 大久保史博
- 5 補償金の支払の方法
農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局社支局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者等は神戸地方法務局社支局において、補償金の還付を受けることができる。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市大東町37番2、38番3、38番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号
和田興産株式会社 代表取締役 高島武郎
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年9月24日
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-4-2号(2芦屋)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市中野町字上山1494番97の一部、1494番98、1494番99
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区江戸町104番地
ジオプランナーズ株式会社 代表取締役 橋本賢良
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年6月22日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-7号(3加西)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町太田字南五反田1761番1、1766番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町太田2330番地
社会福祉法人あすか会 理事長 藤井幸一
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年6月8日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-9号(3太子)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第132号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し、名称及び所在地の変更をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年12月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則本

1 病院及び介護老人保健施設の表尼崎市の項中

「

医療法人 伯鳳会 介護老人保健施設 くほう	は 同 市昭和通2丁目12-8
--------------------------	-----------------

」

を

「

医療法人 伯鳳会 介護老人保健施設 くほう	は 同 市若王寺3丁目13-20
--------------------------	------------------

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

社会福祉法人 和光福祉会 フェニックス 月が丘ケアセンター	同 市西区月が丘1丁目632-14
----------------------------------	-------------------

」

を

「

社会福祉法人 和光福祉会 フェニックス 月が丘ケアセンター	同 市西区月が丘1丁目632-14
SOMPOケア ラヴィーレ神戸伊川谷	同 市西区伊川谷町有瀬1745-1

」

に改める。

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表姫路市の項中

「

社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会 身 体障害者療護施設 三愛園	同 市打越1340-6
-------------------------------------	-------------

」

を

「

社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会 障 害者支援施設 三愛園	同 市打越1340-6
-----------------------------------	-------------

」

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和3年12月21日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	91,570
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	672,312

兵庫県選挙管理委員会告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和3年12月21日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,015
神戸市灘区	36,223
神戸市中央区	37,076
神戸市兵庫区	30,209
神戸市北区	60,077
神戸市長田区	26,356
神戸市須磨区	44,857
神戸市垂水区	60,319
神戸市西区	66,534
姫路市	139,653
尼崎市	129,073
明石市	83,873
西宮市	132,931
洲本市	12,218
芦屋市	26,666
伊丹市	55,918
相生市	8,052
豊岡市	22,254
加古川市	73,227
たつの市及び揖保郡	30,250
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,010
西脇市及び多可郡	16,773
宝塚市	64,529

三木市	21,321
高砂市	24,868
川西市及び川辺郡	52,396
小野市	13,101
三田市	30,680
加西市	12,064
丹波篠山市	11,340
養父市及び朝来市	14,713
丹波市	17,544
南あわじ市	12,998
淡路市	12,271
宍粟市	10,328
加東市	10,702
加古郡	18,055
神崎郡	11,626
美方郡	8,759

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年12月21日

契約担当者

兵庫県立龍野北高等学校長 出口 勇 人

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県立龍野北高等学校 スマートインフィル設備一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立龍野北高等学校 たつの市新宮町芝田125—2
- 3 落札者を決定した日
令和3年12月6日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社サンソフト 姫路市西庄字クボリ甲128番地
代表取締役 山本 正 弘
- 5 落札金額（税抜）
31,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年10月26日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第360号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年12月21日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

- 1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和4年2月5日（土）から同月14日（月）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和3年12月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和3年12月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和3年12月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和4年3月15日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628 内線433、434

兵庫県公安委員会告示第361号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年12月21日

兵庫県公安委員会

委員長 大内ますみ

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和4年2月5日（土）から同月14日（月）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和3年12月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和3年12月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和3年12月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書

に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和4年3月15日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434